

令和5年度から企業立地促進に向けた新制度を開始します

幌延町企業立地促進奨励金制度

本町産業の振興を図るため、幌延町内への企業立地に伴う事業所等の新設に対して、奨励金を交付します。

- **交付対象** 令和4年4月1日以降、町内に事業所等を有しない者が町内に新たに事業所等を設置し、幌延町への個人町民税または法人町民税納税義務者となる要件を具備する者
- **奨励金の額等** 事業用固定資産の取得価額の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）が500万円を超える場合であって、本町の振興に資すると町長が認めるときに、当該事業用固定資産に対し課税された固定資産税額の範囲内で町長が定める額（100万円を限度）
- **交付期間** 町が事業用固定資産に係る固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から3か年度
- **その他** 奨励金の交付を受けるためには、町への申請が必要です。詳細は、下記担当へお問合せください。

幌延町まちづくり各種補助制度

幌延町まちづくり事業補助制度

個性的で活力あるふるさとの創生を図るため、まちづくりに役立つ事業に対して補助金を交付します。

- **補助対象**
個人、団体、中小企業者など幌延町に住所を有する者（予定者も含む）
- **補助対象事業**

事業	補助対象者	事業内容	補助限度額
産業・経済福祉振興事業	中小企業など	町の産業の活性化、地域福祉の向上に役立つもので、新規性を有する事業 ア. 調査・研究事業 イ. 施設・設備事業	ア. 150万円 イ. 融資償還元金2/3以内 で年200万円 (総額1,000万円)
地域活動事業	団体および個人	歴史、芸術およびスポーツなどの振興事業	150万円
生活環境整備事業	団体および個人	環境、景観づくりに資する事業	150万円
人材養成事業	団体および個人	リーダー養成、研修会の開催による交流事業など	20万円～40万円
イベント等創造事業	団体	魅力あるイベントやお祭りなどの創造事業	150万円
町内会館整備事業	町内会	町内会館の整備事業	800万円

- **補助金額** 補助対象経費の3分の2以内
- **申請期間** 申請事業を実施する年度の4月1日から11月30日まで
- ◆ **これまでの補助金交付実績** トナカイ調剤薬局整備事業（産業・経済・福祉振興事業）、農家看板制作事業（生活環境整備事業）、JICAボランティア帰国報告会（人材養成事業）、幌延よさこい祭開催事業（イベント等創造事業）、町内会館整備事業（町内会館整備事業）

幌延町協働のまちづくり活動支援事業補助制度

協働のまちづくりを進めるため、町民が行う公益的・公共的な活動に対し補助金を交付します。

- **補助対象**
 - ・町内在住または町内で勤務する20歳以上の方で組織された団体（3名以上）
 - ・営利を目的としない
 - ・町税などの滞納がない
- **補助対象事業**
 - ・町民が自由に参加でき、公共サービスを受けられる事業
 - ・町内で行う公益性・公共性のある事業
- **補助金額** ※ 参加者負担金など、その他収入は補助対象経費から控除する。

補助対象経費	補助率	加算額
30万円未満	10/10	—
30万円以上50万円未満	7/10	9万円
50万円以上100万円	6/10	14万円

- **申請期間** 申請事業を実施する年度の4月1日から1月31日まで
- ◆ **過去3年間の補助金交付実績**
 - 令和2年度 なし
 - 令和3年度 秘境牛商品および幌延町の魅力発信事業
 - 令和4年度 秘境牛商品および幌延町の魅力発信事業

申請・お問い合わせ先: 企画政策課 企画政策グループ 電話 5-1114 告知端末機 5-8814